

# 留学ジャーナルUCカード会員特約

## 第1条(名称)

本カードは、株式会社留学ジャーナル(以下「RJ」という)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)が、提携し所定の手続きにより発行するもので、カードの名称は「留学ジャーナルUCカード」(以下「本カード」という)と称します。

## 第2条(会員資格)

- 1.UCカード会員規約及び本特約を承認の上、RJを通じて、セゾンに対し本カードの入会申込みをされた方(以下「申込者」という)でセゾンが入会を承諾した方を会員(以下「会員」という)とします。契約は、セゾンが承諾をした日に成立するものとします。
- 2.セゾンは会員に対し、本カードを貸与します。

## 第3条(会員資格の喪失)

- 1.会員はUCカード会員規約に定める会員資格の喪失事由に該当し、契約を解除された場合は、本カードの会員資格を喪失するものとします。
- 2.第1項により、セゾンが本カードの返還を求めた時は、会員は速やかに返還を求められたカードをセゾンに返還するものとします。

## 第4条(会員のプライバシーの保護)

- 1.会員および申込人は、セゾンとRJの間において、業務上必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・変更届に記載された情報および会員の本カードの利用に関し、知り得た情報を相互に提供または交換することを承認するものとします。
- 2.セゾンとRJは、業務上知り得た会員情報について、会員のプライバシー保護に十分な注意を払うものとします。

## 第5条(特約の改定等)

- 1.UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
- 2.本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。